

2月12日(木)から始まります。 申告相談会

申告の準備はお早めに

◎住民税・国民健康保険税の申告が必要な人

1. 今年の1月1日現在で町内に住所があり、所得税の確定申告をしていない人
2. 給与所得者か年金受給者で年末調整を済ませたが、昨年中に給与・年金以外の所得があった人
3. 申告により諸控除を受けようとする人
4. 公的年金等を受給している人で、以下に該当する人
「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除(医療費控除・生命保険料控除など)の適用を受ける人、または、公的年金等のほかに給与所得や事業所得などがある人
5. 所得がまったくなかった人でも、次のア～オに該当

する人は住民税だけの申告が必要です。

※申告をしないまましていると、適正な軽減措置や給付などを受けられなくなりま

- ア. 親や子どもの税制(申告)上の「扶養控除」の対象になつていない人
- イ. 国民年金に加入している人
- ウ. 国民健康保険税、介護保険料の免除など
- エ. 国民健康保険・介護保険料の世帯平等割額と被保険者均等割の軽減措置や高額療養(医)養費、サービス費などの適正な給付(所得に応じた限度額・負担区分など)

保険料の免除など

国民健康保険税、介護保険料の世帯平等割額と被保険者均等割の軽減措置や高額療養(医)養費、サービス費などの適正な給付(所得に応じた限度額・負担区分など)

※確定申告には支払証明書・控除証明書の添付が必要です。

- ④障害者控除
 - ・障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険『障害者控除対象者認定書』

※介護保険の要介護認定を受けている人は、役場保健福祉課高齢者福祉係から『障害者控除対象者認定書』の交付を受けて、税の申告の際に提示してください。

- ⑤医療費控除
 - ・医療費計算書、医療機関などの領収書

医療費控除を受けた人は、あらかじめ世帯員ごとの医療費の計と、補てんされた金額(高額療養費や生命保険などからの給付金など)の合計額を計算しておいてください。

※1月26日(月)以降、税務課窓口で計算書付きの専用封筒を用意しますので利用してください。

申告相談会の日程および対象地区割りについては、1月中旬に一覧表を発送しますので、そちらでご確認ください。

工. 各種給付・手当などを受給している人

児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者医療費助成、補装具費支給、自立支援医療、乳幼児及び児童医療費助成、奨学金給付など

◎所得税の確定申告が必要な人

26年中に事業をしていた人、不動産所得、譲渡所得があった人で、その年中の所得金額が基礎控除などの所得控除を超える場合や給与所得の年末調整が済んでいない人。昨年

- ①印鑑
- ②預金通帳など

お願い

申告期間中は、各会場に職員が出向き、台帳などを持ち出します。指定会場以外の場所での申告相談は受け付けられません。また、相談会場は大変混雑し、待ち時間でご迷惑をお掛けすることがあります。なお、今後も対象地区の方を最優先としますのであらかじめご了承ください。

※税制改正に伴うお知らせ

26年1月から、個人で事業や不動産貸付などを行う全ての人に記帳と帳簿書類の保存が義務付けられましたので、必ず記帳してください。

▼住民税に関する問い合わせ先

税務課 賦課係
☎(62) 21113

▼所得税に関する問い合わせ先

会津若松税務署
☎(27) 4311

中途退職した人

◎申告の必要がない人

1. 税務署で確定申告をする人
2. 給与所得者で、年末調整をした人
3. 26年中の公的年金収入金額が4百万円以下で、「公的年金等の源泉徴収票」で受けるべき全ての控除が適用になっている人で、かつ、その他の所得がない人

◎申告相談に必要なもの(税務署で申告する場合も必要です)

1. 所得関係
 - ①農業所得者
 - ・収支内訳書、収支計算書などの収支の分かるもの
 - ②事業所得者(農業を除く)
 - ・収支内訳書、収支計算書などの販売と仕入れが分かるもの
 - ・経費明細書、領収書など
 - ・給与、貸金支払明細書

※右記の書類を持参しない場合は、申告書が作成できませんので必ず持参してください。

③給与所得者と公的年金受

給者
・源泉徴収票または貸金受給明細書

※確定申告には必ず源泉徴収票が必要です。

- ④譲渡所得者
 - ・収用、買取などの証明書および売買契約書
 - ・譲渡費用の経費明細書、領収書
- ⑤不動産所得者
 - ・土地、家屋の賃貸借契約書または賃貸料の分かる書類
 - ・土地改良区などへの負担金などの領収書
 - ・固定資産税の課税明細書

2. 控除関係

- ①社会保険料控除
 - ・各種年金保険料支払証明書、健康保険料領収書など
- ②生命保険料控除
 - ・一般生命保険、介護医療保険、個人年金支払証明書
- ③地震保険料控除
 - ・旧長期損害保険料控除・地震保険料控除証明書

確定申告は、e-TAX (国税電子申告・納税システム) が便利です

【e-Tax (国税電子申告・納税システム)】

「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税務署に出向くことなく申告書が作成できます。画面の案内に従い、収入金額や各種控除の金額を入力するだけで、税額を計算することができます。

●e-Taxを利用すると、こんなメリットがあります。

- ・添付書類の提出省略
- ・所得税の還付金がスピーディー
- ・書面と比べて郵送料が不要

※e-Taxをご利用になる場合は、電子証明書を取得して、ICカードリーダー・ライタを購入するなど事前準備が必要です。



【郵送提出】

「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を印刷して、郵送などで提出する書面提出の方法もあります。・印刷した申告書と添付書類を一緒に郵送などで提出

【会津若松税務署の申告書作成会場で申告書を作成】

- 開設期間 平成27年2月2日(月)～3月16日(月)
※土・日・祝日は除く。
- 開設時間 午前9時30分～午後4時
- 開設場所 会津アピオ内 アピオスペース

※会津若松税務署庁舎内には、申告書作成会場は設置していません。